# 梨県公

第千五百三十六号

平成十七年

曜

月六日 木

山梨県全域

2 調査対象

日

県内市町村の住民基本台帳から無作為に抽出した二十歳以上の者 (二千人)

四 調査の期日

平成十七年一月六日から一月三十一日まで

五

自計式調査とし、 調査票の配布及び回収は、 郵送により行う。

• 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について ( 二件 ) ...... 開発行為に関する工事の完了について......ー

そ

の

他

公印の廃止.......

県民健康づくり実践状況調査の実施......ー

目

次

示

平成十七年一月六日

山梨県知事

新潟県新潟市米山四丁目一番二十八号 株式会社コメリ 代表取締役会長 棒賢一

• 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について 二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十七年一月六日

県民健康づくり実践状況調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例 (昭和

山梨県告示第一号

告

示

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年一月六日

開発区域 ( 工区 ) に含まれる地域の名称 山梨県知事

Щ

本

栄

彦

四一の一八四〇、八七四一の一八四一、八七四一の一八四二、八七四一の一八四三、 八七三九の五、八七三九の六、八七四〇の七、八七四一の一五一、八七四一の一六五 の一八三六、八七四一の一八三七、八七四一の一八三八、八七四一の一八三九、八七 八三一、八七四一の一八三三、八七四一の一八三四、八七四一の一八三五、八七四一 八、八七四一の一六五九、八七四一の一六六〇、八七四一の一六六一、八七四一の一 の二、八七三六の三、八七三六の四、八七三七の四、八七三七の五、八七三七の六、 北杜市大泉町谷戸字並木上八七三一の五、八七三一の七、八七三三の四、八七三五

三 調査の範囲

休養・こころの健康について

歯の健康について アルコー ルについて 二 調査事項

調査の目的

県民の健康づくりの実践状況を把握することを目的とする。

健やか山梨二十一」の中間評価と内容の見直しのための基礎数値を得るとともに、

山梨県知事

Ш

本

栄

彦

3 4

たばこについて

2

運動・スポーツの状況について 栄養・食生活の状況について

調査地域

県 公 報 第千五百三十六号 平成十七年一月六日

Щ

梨

八七四一の一八四四、八七四一の一八四五、八七四一の一八四六、八七四一の一八四

調査の方法

公 告

Щ

本

栄

彦

開発区域 ( 工区 ) に含まれる地域の名称 南アルプス市野牛島字前畑二三三九の八の区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

七四三の七の区域 四一の一八九七、八七四一の一八九八、八七四一の一八九九、八七四一の一九〇〇、 の一八九三、八七四一の一八九四、八七四一の一八九五、八七四一の一八九六、八七 五、八七四一の一八八六、八七四一の一八八七、八七四一の一八八八、八七四一の一 四一の一八七八、八七四一の一八七九、八七四一の一八八〇、八七四一の一八八一、 六、八七四一の一八六七、八七四一の一八六八、八七四一の一八六九、八七四一の一 四一の一八五九、八七四一の一八六〇、八七四一の一八六一、八七四一の一八六二、 の一八五五、八七四一の一八五六、八七四一の一八五七、八七四一の一八五八、八七 ţ 八八九、八七四一の一八九〇、八七四一の一八九一、八七四一の一八九二、八七四一 八七四一の一八八二、八七四一の一八八三、八七四一の一八八四、八七四一の一八八 の一八七四、八七四一の一八七五、八七四一の一八七六、八七四一の一八七七、八七 八七〇、八七四一の一八七一、八七四一の一八七二、八七四一の一八七三、八七四一 八五一、八七四一の一八五二、八七四一の一八五三、八七四一の一八五四、八七四一 八七四一の一八六三、八七四一の一八六四、八七四一の一八六五、八七四一の一八六 八七四一の一八四八、八七四一の一八四九、八七四一の一八五〇、八七四一の 一の一九〇一、八七四一の一九〇二、八七四一の一九〇三、八七四三の六、八

## 二 公共施設の種類、位置及び区域

公水道 園 緑 地路路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

興局建設部及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を土木部建築指導課、峡北地域振

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

締役 吉留達也 愛知県名古屋市中区上前津一丁目四番十二号 セラヴィリゾート株式会社 代表取

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

山梨県知事 山 本 栄 彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

一、二一七八の二、二一七八の三及び二一七八の六の区域(中巨摩郡田富町布施字小井川二一六一、二一六一の二、二一七七の三、二一七八の)

公共施設の種類、位置及び区域

水路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡田富町布施二千百六十三番地 延福山妙泉寺 住職 赤木顗延

### そ の 他

### 1

山梨県労働委員会告示第一号

局長印を平成十七年一月一日付けで廃止した。山梨県地方労働委員会之印、山梨県地方労働委員会長印及び山梨県地方労働委員会事務山梨県労働委員会運営規程(平成十二年山梨県地方労働委員会訓令第一号)に基づき、山梨県労働委員会運営規程(平成十二年山梨県地方労働委員会訓令第一号)に基づき、

平成十七年一月六日

山梨県労働委員会

会 長 渡 辺 和

廣

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

平成十七年一月六日